

平成 25 年度第 5 回佐倉市行政評価懇話会 要録

日時	平成 25 年 10 月 15 日（火）15 時 00 分～18 時 00 分		場所	佐倉市役所 社会福祉センター地下研修室
出席者	懇話会委員：浅田委員、宇田川委員、神委員、高橋委員、武藤委員（委員長）、目等委員（副委員長）、吉村委員 (五十音順)			
	事務局	福山企画政策部部長、井坂企画政策課長、上野主査、舎人主査		
	その他	鈴木産業振興課長、		
内 容				
議事				
（１）部局との意見交換 （委員長） さて、本日は前回に引き続き担当部局との意見交換となります。今回は 4 章の産業振興課所管の 5 つの基本施策 （３）商店街が元気なまちにします【商店街】 （４）さまざまな企業の活動が盛んなまちにします【企業活動】 （５）企業誘致の促進、既存企業の新たな展開を促進します【新たな産業】 （６）雇用が安定したまちにします【雇用】 （７）住んでよし、訪れてよしのまちにします【観光】 となる。 それでは早速意見交換に入りたい。 この担当部局との意見交換は平成 22 年度から実施している。担当部局の皆さんと直接意見交換を行い、理解を深めた上で、懇話会としての意見をまとめるということで実施している。またこの意見交換の場を、施策を単位とした横断的な議論の場として、少しでも課題解決の糸口などにしていいただければと考えている。 まず皆さんから、事前に私達からお尋ねしている質問事項を含めてご説明いただき、そのあと、意見交換に入っていきたいと思う。ぜひ遠慮なく、新たに抱えている問題や、現状のつらさなども併せてお話ししていただき、あくまでも、一緒に考える時間としていきたいと思うのでよりしくお願いする。また、佐倉市独自の取り組みなど、何かトピックスがありましたらお願いする。 なお、本日は施策が 5 本となるので、3 つにわけることとして、初めに、（３）商店街が元気なまちにします【商店街】（４）さまざまな企業の活動が盛んなまちにします【企業活動】の 2 つの施策、その後で、（５）新たな産業と（６）雇用、最後に（７）観光、と区切ってやり取りをしていきたい。 それでは、皆様から、自己紹介いただきながら、まず、（３）商店街と（４）企業活動についてのご説明をお願いする。 〈商店街が元気なまちにします・さまざまな企業の活動が盛んなまちにします について〉 （産業振興部長） 私からは、組織体制について説明したい。産業振興部は農政課、産業振興課の 2 課で、理事、部長、参事以下 28 名の体制となっている。本日は前期基本計画第 4 章「明日へつながるまちづくり」～産業経済の活性化、文化・芸術・観光の充実～ 内の、産業振興課が所掌する施策についての意見交換ということだが、産業振興課は課長以下 12 名、2 班と 1 担当の執行体制で、草ぶえの丘に隣接する分庁舎の事務所で事務を執っている。企業誘致や、産業振興施策の調査研究を所掌する産業振興担当については、企画政策課と兼務している職員 2 名で運営している。企業誘致にあたっては、本庁内に企業支援ワ				

ンストップサポートデスクを設置して、既存企業の建屋増設等の相談や、市内の工業団地等に新たに進出する優良企業の誘致を行っている。産業振興の実務を所掌する産業労働班については、5名で運営している。商工業関連団体に事業助成を行うなどして、商工業の活性化の支援を行うほか、資金融資の手続き事務や、創業支援、あるいは街路灯など維持管理支援を行っている。また、観光を含む産業振興のアクションプランとして位置づけられている産業振興ビジョンについても所管している。次に、観光全般を所掌する観光班については、4名で運営している。春の桜祭りや、佐倉ふるさと広場で展開するチューリップフェスタや、夏のひまわり、市民花火大会のほか、旧城下町で行っている時代まつりなど各種観光イベントを観光協会や商工会議所と連携して行っている。また、飯野台にあるサンセットヒルズや、佐倉ふるさと広場管理棟、新町おはやし館の施設管理も行っている。施策の紹介については、産業振興課長から説明する。

（産業振興課長）

今回、(3) 商店街が元気なまちにします【商店街】、(4) さまざま企業の活動が盛んなまちにします【企業活動】の部分について、事前にいただいていた質問に答えながら、資料3に沿って概略を説明したい。

まず、商店街からお話ししたい。商店会の歴史や現状については、資料のとおり、平成6年から5年ごとに地区ごとに会員数をまとめているが、総じて減少傾向である。多いときには20を超える商店会があったが、後継者がいないこと等による個人商店の廃業などがあり、減少しているということがあると思う。したがって、商店会の会員数はここ20年程度で徐々に減少しているといえる。このことに対し、市としてどのような支援あるいは対応策をとっているのかということについては、商店街活性化に対する支援策ということで、主な事業としてまちなかにぎわい推進事業と街路灯等管理支援事業がある。街路灯は25万円を限度として助成しているものである。まちなかにぎわい推進事業は、総額1,520万円の予算で行っており、昨年度は1,519万円執行している。これは、市内の商店街の活性化に資するようなこと、例えば、①商店街の街路灯のLED化推進促進や、②賑わい創出のためのイベント等の開催、③次世代を担う人材の育成、④情報化の推進、⑤地域連携交流活動支援、⑥商業機能の強化事業、⑦継続的に行う事業、これらに該当すれば市として予算の範囲内で助成を行っている。今年度の状況は、①街路灯LED化推進事業については、25年度は王子台商店会、志津駅前北口商店会、マイタウン志津商店会がLED化を進めるということで申請をいただき、一部は事業が完了している。資料のとおり、これまでの事業により、各商店会が所有する681基の街路灯のうち、214基完了し、30%以上がLEDに切り替えられているが、今年度の事業が完了すると、38.8%の切替えが完了する。次に、②賑わい創出事業、これは事業内でのパーセンテージが多いものだが、城下町佐倉の夏祭りや、臼井のイルミネーションフェスタ、ユカリの七夕フェスタ、志津祭り、城下町佐倉歴史館の維持管理事業などに助成している。また、④情報化推進事業については、臼井ショッピングセンター協同組合や志津駅南口商店会によるホームページを作成等への助成である。なお、⑦継続事業として、臼井ふるさと賑わいまつりとユカリフェスタに継続的に支援している。

各商店会の数は先ほどご案内したとおりだが、24年12月で市内に1,174事業所が各商店会に加入している。商店会に加入していない店舗もあるので、個人事業者数についてはこれ以上あるとご理解いただきたい。佐倉市では、高齢化が非常に進展しているが、個人事業主による商店においても同様であり、後継者がおらずに廃業されることがあると商工会議所から聞いている。これらの対策として、にぎわい推進事業の中で、③商店会に取り組む人材育成事業による支援を行っている。また、県の中小企業団体中央会が人材育成事業を広範囲に行っているの、こちらへの参加を呼びかけている。その他、起業・創業を考えている方を支援することによって、商店街が再び元気になることにつながるのではないかと考えている。課題としては、地域振興を担う商店街機能の活性化である。佐倉の商店街は、例えば市川のように駅を降りたらアーケード街があってそこを商店街が埋めているといった街並みの作り方ではなく、駅周辺ではあるものの、ぽつぽつと商店があって、そこを商店街組織が運営しているといった作りがほとんどであるため、駅周辺が活性化されても、直接、商店街が活性化されるものではないという特徴がある。志津近辺では、商店街と自治会とが連携して志津まつりを行っているが、このように自治会と連携した地域密着型での商店街運営の研究が必要ではないか、また、臼井やユカリが丘といった

地区を単位として、いくつかの商店会が組織化した、広域的な地区連合組織によりイベントを行うことにより、団体の強化が図られるような組織があってもいいのではないかと考えているので、今後はそのための事業展開を考えていきたい。佐倉市は、昭和 40 年代から 50 年代にかけて人口が爆発的に増加し、その中でまちづくりを行ってきたが、平成に入ってからまちづくりや開発が一段落ついた。今後は年少人口も生産労働人口も減り、高齢者が増えていく。佐倉は「住まうまちづくり」として、住んでいる人に優しいまちづくりをしてきた。戸建住宅の割合は銚子市や旭市などよりも多く、アパートは少ない。市街化調整区域の開発を行うための計画変更がない限り、爆発的に人口が増えることはない。だが、今後も企画政策課とも協力しながら、昼間人口を増やす中で定住化を促進させるよう、施策を考えている。

次に、中小企業支援の部分については、中小企業数とその増減について、ご質問いただいた。手元の資料に事業所・企業統計調査から作成した平成 3 年度から 18 年度までの 5 年毎の市内事業所の推移をまとめた。こちらは 23 年度調査分がまだ公表されていないので、ご容赦いただきたい。産業別では、卸、小売が横ばいあるいは減少傾向にあり、建設業、製造業も、ともに横ばいあるいは減少化である。サービス業については、住民ニーズの多様化ということもあり、それに対応するサービス業が 30～40% 増えてきている。中小企業への支援として市が取り組んでいることとしては、商業・工業団体育成事業ということで、商工会議所あるいは佐倉工業団地連絡協議会に対する支援を行っている。佐倉工業団地連絡協議会のうち、一つは第一・第二・熊野堂工業団地の 61 企業により組織されており、もう一つは第三工業団地の 43 企業により組織されている。この連絡協議会で、清掃活動などの地域での取り組みや、あるいは企業間の連携などの研修会を行っており、市はこれらに支援を行うものである。また、中小企業支援事業として、融資制度の運用がある。これは、市が直接的に融資するのではなく、市内各金融機関に預託した原資の 10 倍まで、市内事業者が融資を受けられる協定を結んでいるものである。融資の実態については、平成 19 年度から 24 年度までまとめた資料をお配りした。24 年度は 1 億 4 千万円を予算化し、融資枠として 14 億円まで融資を受けられるようにした。24 年度末では 179 件、融資実行額は 8 億 276 万 6182 円、57.34% の利用である。利用が 80%～90% を超えるような事態になると、1 千万円ずつ増資を行うこととしている。この分野の課題としては、商工会議所に支援をしているが、個人商店の廃業により会員数が減少傾向にあり、市の監査委員からも指摘を受けている。市からは、会員数増加のための実行計画(アクションプラン)を作成するよう働きかけ、昨年作成してもらい、それに基づく声掛けの結果、28 事業所増えたと聞いている。しかし、まだ商工会議所に加入していない事業者も多いので、今年も継続した勧誘について働きかけている。また、伝統的工芸品について、佐倉は、和弓の矢と組紐を市独自の支援制度により支援を行っているが、この分野も後継者問題が今後懸念されるところである。このことについては、市からもコミュニケーションを図り、ぜひ次の世代に伝わるように支援したい。工業団地については、市からだけでなく事業者からも要望や相談があるかと思うが、可能な限り対応していきたいと考えているので、工業団地連絡協議会が清掃作業を行う際は、産業振興課全課を挙げて参加したり、研修会を行う際は職員が伺い、市の案内などをするなどの試みを行っている。

(委員長)

商店会、商工会、連合会についても一度、説明をお願いします。

(産業振興課)

市内には 17 の「商店会」がある。17 の商店会が、佐倉、根郷、臼井、志津、ユウカリが丘の 5 つの地区で「連合会」を構成している。一方、商工会は、商工会議所の下部組織、建設部会、金融部会などと同じような商業部会の一部門である。

(浅田委員)

商店では、後継者不足としているが、経営者の平均年齢はどれぐらいなのか。後継者がいなくて、経営が続かないという商店は把握しているか。市として何か対策をしているのか。について伺う。

(産業振興課)

経営者の平均年齢、後継者がいないことで、経営が続かない商店数については、把握はしていない。後継者不足ということ、子どもがサラリーマンになったという話を聞いたりしている。街中にぎわい推進事業として、街路灯 LED 化事業、空き店舗活用事業、個店の魅力向上事業など補助金をだすこと

で、個人商店などの応援に努めている。

（宇田川委員）

今後高齢化が進む中で、自治会との連携が必要とのことだが、どういうことを視野にいれて研究していくのか。また、街路灯の LED 化によって商店会の活性化にどうつながっていくのか。ユーカリフェスタ、臼井ふるさとにぎわい祭などが商店会の活性化につながっていくのか

（産業振興課）

街路灯の LED 化は、電気量が半分ぐらいになり、財政上の負担も少なくなるとともに、防犯上も安全、安心面の向上につながることも考えられる。 臼井ふるさとにぎわい祭りなどのイベントは、顔の見える商店づくりのための一つの手段として効果はあるが、やってよかったということではなく、町の活性化につながることを考えていかないといけない。

（神委員）

街中にぎわい推進事業のうち、次世代を担う人材育成事業というのは、若い世代の人の紹介を行っているのか、具体的には何をやっているのか。伝統工芸品は 2 人と心細いが何か取組があるのか

（産業振興課）

後継者不足に取り組む商店があれば、補助金をだして人材育成を推進できる事業であるが、本事業を設置してから 3 年がたつが、まだ補助金申請がない。伝統工芸品については、組紐は、後継者がいるということを伺っているが、和弓については後継者の育成までは至っていない。

（高橋委員）

商店は現状を踏まえると、今後の 10 年はどうなっていくと思われるか。商店数の減少は街の衰退につながることも考えられる。他市などで先進的な取組みはあるのか

（産業振興課）

商店会の会員数は減少傾向にあると思われる。市としては、市民が不便にならないようにどうしたらよいかということを考えていかないといけない。商店の活性化の一つの方法として、商店だけを目的に訪れる人は多くないと思われることから、市全体の施策として観光などに力を注ぐなど、交流人口などを増やしていかないといけない。 TMO などを行った経緯はある。いずれにしても、地域住民のニーズを把握するとともに、どこまで、税金をつぎ込んでやっていくべきものかということを考えていかないといけない。

（高橋委員）

一つの方法として、複数の商店会をバスが循環することも、活性化につながると思う。

（吉村委員）

中志津の商店街で、子どもたちが参加する「ミニさくら」を行ったりしたが、寂しくなった商店会で子どもたちを取り込んでいくことも一つの方法と思う。

（目等委員）

個人商店が活性化していかない要因として、大手商店に人が向かってしまうことも要因の一つだと思う。大小の商店、企業などが連携していく方法を検討していくことも必要と思う。ただ、連携を商店会にまかせておいても進まないことから、商工会議所の役割は重要だと思う。

（産業振興課）

アクションプランを商工会議所が独自に作成しているが、商工会議所、商工会の商店が入っていくことが、活性化につながることも考えられる。

（委員長）

・商工会については個人資産の集合体であるため、個人負担には限界があり、後継ぎがいないと終わってしまうケースが多い。例えば、貸店舗ができる商店とできない商店があるが、住居兼のところが多いので、貸し店舗ができないと思われるが、所有者と切り離すことができれば、もう少し、活性化できるのではないか。

・伝統工芸については、組紐の場合、学校で教えることで、すそ野が広がり、趣味の世界に広がる可能性があるため、市として支援をしていくことができるかもしれない。

・商店が商工会に入っていない理由の把握に努めるとともに、商工会議所に入るメリットを明確にしていく必要がある。商工会議所が本当に必要な存在になっていないといけないと思う。

〈企業誘致および既存企業の新たな展開を促進します・雇用が安定したまちにします について〉

(産業振興課長)

次に、新たな産業及び雇用の関係についてお話ししたい。事前にいただいている質問は、企業誘致の概略として、①誘致にかかった費用と効果、②制度開始からの状況、③誘致対象のターゲットをどのように考えているかというものと、起業促進にかかる質問として、起業例などの概要についてということだったので、順次ご説明したい。

まず、企業誘致は平成 16 年度から運用しているが、制度自体は 11 年度にできたものであり、11 年度から 15 年度までは、制度に基づく適用事例はなかった。16 年度から 24 年度までの適用は 11 社であり、計 7 億 4 千万円の助成金を交付している。この 11 社からの税収は約 17 億円であるので、9 億 6 千万円が実質的な効果といえる。なお、今まで 11 社に止まっている要因は、この制度は、市内全域に企業が来た場合に助成するものではなく、第一・第二・熊野堂・第三工業団地とちばりサーチパークの一定のエリア内に、一定規模以上の企業が来た場合に限り助成するもののためである。現在、この 5 つのエリア内には、誘致できる面積として 28 万㎡残っている。内訳は、4 工業団地で 10 万㎡、ちばりサーチパーク内が 18 万㎡であるが、実際には工業団地側の 2/3 ほどは話が進んでおり、今年度中に企業誘致が図れる見込みである。ご質問の今までの費用対効果は先ほどお話したとおりであり、順調に残りの誘致が進めば、更に効果は上がるものである。また、企業誘致により、従業員の雇用機会が発生し、拡大する。11 社が佐倉市に進出したことに伴い、1,020 名の雇用が発生し、そのうち 326 名が市内の方、非常時雇用は 95 名のうち市内の方が 37 名のため、雇用の促進にも寄与している。

また、ご質問の企業誘致制度の内訳については、①企業立地促進助成金、②緑化推進奨励金、③賃貸型立地促進助成金、④賃貸型情報機器助成金、⑤地元雇用促進奨励金がある。

次に、助成制度の拡充について、まず、今までの拡充の経緯は、平成 23 年 4 月には企業立地促進助成金では指定区域内での再投資に対する助成及びリース資産に対する助成拡大と、地元雇用促進奨励金が 1 人 1 年間 6 万円だったものを、期間を 3 年間とし、年額 10 万円に拡充した。24 年 10 月には対象外だった植物工場も助成対象とした。25 年 9 月にはこれまでの企業立地促進区域の大部分の土地に既に企業が立地している状況を踏まえ、それ以外の区域も対象として、①ふるさと融資制度の創設と、②流通業務施設に係る開発区域の企業立地促進区域への追加という 2 つの施策を実施することとした。また、誘致のための規制緩和として、緑化率の緩和も行ってもらふことと、ちばりサーチパークでは今まで研究機関を誘致対象としていたものを、それ以外の製造業についてもぜひ来ていただきたいと、対象の緩和を行った。今までお話した企業誘致、企業立地及び工場団地・ちばりサーチパークでの業態・業種については、製造業で、投資効果の高い企業になるべく来ていただきたいと考えている。今後は、昼間人口が増えるよう、駅周辺の活性化についても検討を行いたいと考えているが、具体的なところはまだ決まっていない。

起業支援については、佐倉市起業支援事業補助金制度を平成 23 年度から行っている。予算は今年度で 60 万円とそう多くはないが、過去 3 年間の実績は 10 万円、60 万円、20 万円だった。事業は事業所等開設事業と事業所等賃借事業である。23 年度は 1 件、24 年度は事業所開設が 3 件、賃借が 1 件の合計 4 件、今年度は 2 件の実績である。また、佐倉起業塾を昨年度から行っており、昨年度は社会教育課所管の市民学びあい講座の中で実施された。今年度は産業振興課が行い、起業のための基礎知識を身につけていただくことを目標としており、今後も継続していきたいと考えている。起業支援については佐倉市中小企業資金融資制度の中でも、市内で起業・創業や事業転換しようとする方への制度があり、その中でも女性・若者創業者支援資金や商店街活性化資金など特色ある融資制度を設けている。この制度を利用される方はまだ少ないので、今後は啓発に取り組んでいきたい。

次に、雇用について、「雇用が安定するまちにします」という施策に市としてどのように取り組んでいるのかという質問をいただいているが、企業誘致の中で雇用を安定させることや、佐倉市中小企業退

職金共済掛金補助事業として、中小企業退職金共済制度(中退共)を利用する事業主に、掛金の一部を12月分助成するなどの事業を行っている。

雇用での課題と今後の取り組みについては、離職未就職者、学卒未就職者の増加が社会的な現象となっているので、これらに対応した取組みとして、若年者層を中心とした就職応援セミナー等の施策を行いたいと考えている。また、特定求職者雇用促進事業の見直しも課題となっている。これは、まず障害者の雇用について市から企業へ働きかけることが一つと、二つめとしては、福祉施設から企業に採用され、採用後、資格取得等のために教育機関に通う場合、その費用について補助を行う制度が平成21年度から創設されたが、制度利用者が少ないため、利用を働きかけていきたい。

(宇田川委員)

優良企業の定義はどのようなものか。また、対象区域外であったために助成を受けられなかった企業はどれぐらいか。企業誘致助成制度について、こうほう佐倉など市内向けだけではなく、広くPRに努める必要があると思う。

(産業振興課)

定義ではないが、誘致効果だけから単純に言えば、税収が多い企業、雇用が多い企業などといえる。その点では製造業の方がありがたい。法人市民税を払ってもらえる方がよい

対象区域外に入ってきた企業については把握できていない。

(浅田委員)

企業立地ガイドにある「立地・物流の利」「海外の利」「自然環境の利」「住環境の利」に加え、今後の圏央道の開通による交通網の拡充、成田空港の新滑走路開通など佐倉が持っているポテンシャルや魅力をもっと伝えていくことが必要と思う。

(委員長)

全国的に見ると、企業を誘致しても企業がこない、企業誘致用の土地が余っている自治体がある状況にもかかわらず、佐倉市に企業立地するということがすでに魅力だと思う。

これからもさらに企業誘致を拡充していくためには、企業も商店街などを同じように地区計画を作成するなど30年かけて行うような長期的な地域活性化計画が必要と思う。

指定区域内の既存企業の再投資についても助成対象とするなど、助成制度の拡充は重要であるが、例えば指定区域外の既存企業から新規企業だけの優遇ととらえられないようにすることも必要と思う。

〈住んでよし、訪れてよしのまちにします について〉

(産業振興課)

観光については、事前に、今までの観光施策と今後の観光施策のビジョン、方向性として、①佐倉市としての観光の柱、②佐倉市の資源をいかに「魅力付け」を行っているか、③観光施設整備とあるが観光客の動きに則した環境整備を行っているのか、④食事場所、休憩場所など、文化財的な施設整備ではなく、観光客を受け入れるための施設整備はされているのか、⑤圏央道が完成すると交通体制が変化するが、対応策は検討されているか、⑥国立歴史民俗博物館、川村記念美術館、市立美術館など、市内施設間の回遊性向上のための取り組みはどのようなものかといった質問をいただいた。

まず、佐倉市としての観光の柱について、市が行う観光の主目的は、市民の方と市外から来訪される方とで違ってくる。市民には、観光拠点の見学あるいは体験や、観光イベントを通して佐倉をよく知る、再発見することにより、郷土意識や愛着を醸成していただくことが目的である。市外からの来訪者には、観光拠点の見学あるいは体験や、観光イベントを通して佐倉を知り、イメージを高め、住みたいと思っていただくこと、定住化の促進も目的としている。観光を振興することにより期待される効果として、交流人口の増加に伴う観光のさまざまな部分の産業が活性化することや、社会基盤の充実、転入者の増加などが挙げられる。佐倉市の観光拠点については、大きく2か所ある。1つめは、土井利勝公が佐倉城を築いて以来、約400年の歴史のある旧城下町地区及びその歴史そのもの、2つめとして、季節に合った花のある佐倉ふるさと広場と印旛沼周辺の公園である。

それらの観光資源について、いかに魅力付けを行っているかという質問については、観光イベント等

を実施することにより、資源の利活用を図っているところである。フラワーフェスタと題して、城址公園での4月の桜まつり、6月の花菖蒲のまつり、また、ふるさと広場周辺では、4月はチューリップを約4ha、8月はひまわり、10月はコスモスを約1ha植えつけて、イベントを行っている。実施に当たっては、観光協会等、関係機関との連携協力を行っている。ふるさと広場では8月には佐倉市民花火大会も行っており、新町通りでは、江戸の賑わいを想起させる時代祭りを行っている。

次に、観光施設整備については、現在、印旛沼周辺地域活性化プランや、(仮称)佐倉市景観計画を取りまとめているところであり、これらに基づき計画的に整備していく予定である。そのほか、今年度の施設整備として、観光圏整備事業補助金を活用し、ふるさと広場のトイレ改修を予定している。

観光の課題と取組みについては、旧城下町地区では、観光拠点の整備、民間施設の資産活用をしていく必要があると考えている。公的施設には限りがある。教育委員会所管の施設として、武家屋敷や旧堀田邸、順天堂記念館などがあるが、教育委員会と連携を図って、観光地の一つとして活用しているところである。それ以外は全て民間の施設なので、江戸時代、あるいは明治・大正の時代を感じさせる有形・無形の文化財を観光に活用していきたい。印旛沼周辺地域では自然、特に花を中心としたイベントを行い、市民の方に楽しんでいただいているが、これを活用することが今後の課題である。

また、佐倉の観光は滞在型になっていない、観光拠点が点在化しているという指摘を先ほど委員からいただいたところである。回遊性をどのように向上させるかということについてだが、城下町地区は、敵に攻め込まれないようにあえて道は狭くなっている。同様の理由で脇道も狭く、曲がり角も直角に曲がっている。ここをどう整理するかというと、セットバック等もすぐにできるものでもないため、自転車を使う等、独自性を持った観光を推進することにより回遊性を高めたいと考えている。昨年度、印旛沼周辺から城下町を回る約1時間、10kmのマップを作ったところである。特徴や独自性をどう持たせるかについては、例えば、オランダとの縁に基づき、オランダの自転車の購入などを考えている。

交通網の変化への対応については、十分、研究し、対応していきたいと考えている。その他、観光関係の予算と集客数については資料を参考とされたい。

(浅田委員)

佐倉の歴史、自然、文化などの観光にとっての魅力の再発見が必要と思う。魅力の再発見にあたっては、住民の視点と観光客(市外、県外、国外)の視点など、さまざまな視点からみる必要があると思う。回遊性とおもてなしというところが重要と思う。

観光拠点の核となるものがいい。ふるさと広場周辺の活性化を図るにしても、印旛沼の水質が汚い状況では活性化の障害となると思う。

(産業振興課)

拠点の整備は行っていきたいと思う。しかし、レストランなどを市が経営することは難しい状況であることから、民間の施設も十分に活用していくことが必要だ。・サンセットヒルズでは、夕焼けを見ながらジャズコンサートを開催するなど、さまざまな取組を行っている。印旛沼周辺で行う事業など活用して、印旛沼の浄化について啓発していきたいと思う。

(高橋委員)

武家屋敷など1つの観光拠点だけを見学にくる人は少ないと思われる。1つの観光拠点を点とすると、線としての観光拠点となる必要がある。ただ、子どもたちが遠足で訪れても、観光拠点が離れているため、移動に時間がとられてしまい、見学時間が少なくなってしまうことは残念なことだと思う。

(産業振興課)

武家屋敷などで宿泊体験を行った例もあることから、観光拠点で体験を行うなど、さまざまな取り組みが必要と思う。

(宇田川委員)

イベントに参加するだけでなく、財源を落としていくような取組を行うことが必要と思う。また、イベント実施日だけでなく、1年を通じて観光客が訪れるような、一過性ではなく、常時来訪者がいる取り組みを考えていくことが必要と思う。

(産業振興課)

観光協会が主催した事業「城級グルメ」を開催した後、グランプリをとった佐倉井が1年を通じて食

べることができるレストランがあることは、1つの例だと思う。常に、市が主催することを考えるのではなく、間接的な事業にも取り組んでいくことが必要と思う。

（目等委員）

点在する観光拠点のあいだに、古い街並みがあるのも魅力であるが、例えば、自宅の前に、個人持ちのお宝が展示されている湯布院の例もある。佐倉市にあてはまるかどうか分からないが参考にしてはどうか。白子温泉では、おみやげとしてガーベラの花を1本30円で売っていることもあり、千葉県人の利用が最も高いとのことから、佐倉市でも観光にきたときには、持って帰ることができるお土産が必要である。観光には何か楽しみが必要だ。佐倉市内を巡回するバスツアーがない状況なら、大きいバスをどこかにとめて、小さいバスに乗り換えることなども必要。タクシーが観光案内するなどいいのではないか。

（神委員）

古い城下町の特徴である、せまい道が曲がっていることも一つの特徴。京都の碁盤の目のように、そういうことを売りにしてもいいのではないか。歩行者しか入ることができない道路があるのも魅力があると思う。

（宇田川委員）

志津、ユーカリが丘に住んでいる市民の方のうち、どれぐらいの方が佐倉市を歴史の町として認識しているか、調査してみることも必要だと思う。佐倉市民が佐倉市を歴史の町と認識し、歴史の町として魅力を発信することが必要だと思う。

（委員長）

ユーカリが丘の街並みも一つの観光拠点だと思う。

（浅田委員）

ふるさと広場周辺については、観光客が集まる有力な観光拠点として、魅力を高めるよう進めてほしい。

（吉村委員）

旧城下町としての順天堂などを活用したフィルムコミッション事業も効果があると思う。また、ボランティアガイドなど市民の人が活躍できるようになれば、歴史の町と認識する市民も増えると思う。

（委員長）

印旛沼を例にあげると、1つの自治体だけで滞在型の観光を考えることは難しいと思う。観光の広域連携などもすすめていくことが必要と思う。

それでは、産業振興部との意見交換をこれで終了したいと思います。

皆さんとの本日の意見交換を踏まえ、今後委員間で議論し、後日意見書を提出させていただく。またその際はご対応をよろしくお願いする。

本日は忙しいところ、ありがとうございました。

～産業振興部 退室～

（事務局）

これまでの施策についてもご意見があれば後日事務局へ連絡をお願いします。

次回は10月28日（月）午後1時30分から（場所：1号館3階会議室）となる。

平成 2 5 年度施策評価（平成 2 4 年度実施基本施策）

章	基本施策			P
「快適で、安全・安心なまちづくり」～自然環境の保全、安全に配慮した生活環境の確立				
2	(5)	【防災体制の整備】	防災体制が整備されたまちにします	1
	(6)	【防犯、交通安全】	安全に暮らせるまちにします	6
「明日へつながるまちづくり」～産業経済の活性化、文化・芸術・観光の充実～				
4	(3)	【商店街】	商店街が元気なまちにします	10
	(4)	【企業活動】	さまざまな企業の活動が盛んなまちにします	13
	(5)	【新たな産業】	企業誘致の促進、既存企業の新たな展開を促進します	16
	(6)	【雇用】	雇用が安定したまちにします	19
	(7)	【観光】	住んでよし、訪れてよしのまちにします	22
「ともに生き、支え合うまちづくり」～市民とともに地域の絆をそだてる行政運営～				
6	(1)	【地域コミュニティ】	地域のまちづくり活動が盛んなまちにします	27
	(2)	【市民活動】	ボランティアやNPOなどの活動が盛んなまちにします	32
	(3)	【人権】	お互いの人権を尊重しあうまちにします	35
	(4)	【男女平等参画推進】	男女がともに参画できるまちにします	38

平成 25 年度施策評価（平成 24 年度実施基本施策）

基本 施策	第 2 章	快適で、安全・安心なまちづくり ～自然環境の保全、安全に配慮した生活環境の確立
	(5)	防災体制が整備されたまちにします（総合計画 P86）

1 総合計画における位置づけ

主管課	市民部 防災防犯課
担当課	企画政策部 広報課、市民部 防災防犯課、土木部 土木河川課、都市部 建築住宅課、都市部 開発審査課

2 現状と課題

○地域における災害への備え

大規模災害では、ライフラインの寸断、火災などにより、公的機関の活動が大きく制限されてしまうため、平常時から行政、市民及び事業者が、防災対策を意識し、それぞれの立場で活動するとともに、互いに協力していくことにより、災害による被害を未然に防ぎ、減らすことが重要です。

個人や地域での防災意識を高め、自助・共助にむけた地域での取り組みを、行政が支援していく必要があります。

○防災体制の整備

災害時における情報伝達手段である防災行政無線は、市内全域を網羅していないことから、引き続き、計画的に整備を進めていく必要があります。

また、各避難所への防災井戸の設置、防災倉庫の資機材の管理、水害に備えた資機材の整備など、災害時の応急・復旧対策を実施するために必要となる市の災害対策体制を継続的、計画的に進めていく必要があります。

3 基本方針

自主防災組織や市民による災害への備えに対する支援や防災意識の啓発を通じて、地域における防災体制の充実を図ります。

また、災害時に備えた情報伝達体制や資機材、防災施設などの災害時に対応する体制の整備を図ります。

4 施策

○防災に関する知識・意識の普及を図ります

防災に関する知識の普及を図るため、防災訓練や防災啓発センターなどを通じた啓発活動を行います。

○地域における災害への備えを支援します

災害による被害を最小限に抑えるため、自主防災組織や耐震診断など市民自身による災害への備えに対して支援を行います。

○災害に備えた体制を整備します

防災行政無線や防災井戸、防災備蓄倉庫などの防災・治水関連施設の整備を図ります。災害対策本部組織など、防災体制の整備を図ります。

平成 2 5 年度施策評価（平成 2 4 年度実施基本施策）

5 成果指標

成果指標	単位	H24 実績 (目標)	結果	実績値の年次推移
防災啓発センター来館者数	人	3,851 人 (前年度より増)	↓	4,437 人 (H23)
地震体験車利用人数 (館内)	人	145 人 (前年度より増)	↓	2,123 人 (H23)
自治会・町内会等の防災訓練実施回数	回	66 回 (60 回)	↑	79 回 (H23)
自主防災組織の団体数 (組織率)	団体	88 団体(50%) (新規 5 団体)	↑	81 団体 (H23)
防災無線施設の整備率	箇所	102 箇所(57%) (104 箇所)	↓	99 箇所 (H23)
防災井戸設置数 (総数)	箇所	41 箇所 (39 箇所)	↑	29 箇所 (H23)
災害共済事業加入世帯数	世帯	3,553 世帯 (3,500 世帯)	↑	3,500 世帯 (H23)
災害共済事業給付全件数	件	13 件 (-)	↑	9 件 (H23)
急傾斜地対策工事箇所数	箇所	15 箇所 (13 箇所)	↑	13 箇所 (H23)

平成 25 年度施策評価（平成 24 年度実施基本施策）

6 施策の総合評価

防災啓発では、地震体験車の故障により防災啓発センターの来館者数は前年度を下回っていますが、各地域での自治会、自主防災組織等を中心とした防災訓練が活発に行われており、市職員を派遣し、防災講話や資機材の使用方法などの防災啓発を行いました。

災害体制整備では、職員の非常登庁訓練、防災資機材の入替、紙おむつや生理用品、粉ミルクなどの備蓄を行うとともに、市内外の事業・団体との災害時の協力協定の締結を行いました。

施設整備については、防災行政無線（同報系）のデジタル子局 3 基の新設、広域避難場所 12 箇所への防災井戸の新設並びにミレニアムセンター佐倉の防災井戸の改修などの整備を行いました。

また、東日本大震災以降、情報伝達の強化として、エリアメールや PHS 電話の導入、避難所配備携帯電話へのメール機能の追加、支部への自転車の配備とともに、防災ラジオを試験導入し、自治会や自主防災組織、関係機関へ配布を行いました。

豪雨による市街地の浸水被害を軽減するための一つの方法として、住宅地から流出する雨水量を抑制する貯留施設（雨水貯留タンク）や浸透施設（雨水浸透マス）を市民が設置する場合に設置必要の助成を行いました。

急傾斜地の崩壊対策として千葉県により行われた工事、設計などの事業費の負担やがけ崩れ危険箇所を点検しました。

ハード・ソフトの両面から実施できるものから着手し、防災対策の強化に努めました。

総括として、基本施策につながる 9 つの成果指標をみると、6 つの成果指標（66.7%）が達成できました。また、未達成の 3 つの成果指標のうち、2 つの成果指標（防災啓発センター来館者数、地震体験車利用人数）が達成できなかったのは、地震体験車の故障によるものであり、平成 25 年 2 月に修理を完了しており、平成 25 年度は通常通り利用されております。

これらのことから、本基本施策としては、概ね順調に進捗していると判断します。

順調に進捗している		概ね順調に進捗している	●	半分程度は進捗	
一部進捗している		その他			

平成 2 5 年度施策評価（平成 2 4 年度実施基本施策）

7 今後の課題

災害時の情報伝達には被害の情報から避難所・ライフラインの復旧情報など、正確な情報をいち早く伝える必要がある。防災行政無線をはじめ、メール配信、緊急情報エリアメール、防災ラジオなど様々なツールを用い情報伝達手段の拡充を図る必要があります。

また主たる情報伝達施設である防災行政無線（同報系）は、現在市域の 50%の整備状況であることから、引続き子局整備を図る必要がありますが、新スプリアス基準には適合しておらず、将来的（平成 32～34 年度まで）には市内子局スピーカー施設を全てデジタル化への移行が必要となります。

また、避難所、支部とともに一部庁用車に設置している防災行政無線（移動系）も同じくデジタル化への移行が必要となります。

8 今後の取組方向

（「概ね順調に進捗しています」から「順調に進捗しています」となるために）

災害時における情報をいち早く伝達することは、被害の軽減につながることから、市内への防災行政無線子局設置を引き続き整備するとともに、防災ラジオや災害時臨時FM局などの複数の情報伝達手段の構築を図ります。

防災行政無線（同報系・移動系）のデジタル化に向けた計画的な改修整備を図ります。

また、防災対策においては、自助・共助が基本であることから、市民一人一人の防災意識の高揚を図るため、防災啓発とともに自主防災組織などへの支援を引き続き行います。

豪雨による市街地の浸水被害を軽減するための一つの方法として、住宅地から流出する雨水量を抑制する貯留施設（雨水貯留タンク）や浸透施設（雨水浸透マス）を市民が設置するよう引き続き啓発に努めていきます。

平成 2 5 年度施策評価（平成 2 4 年度実施基本施策）

9 事務事業の状況

事業名	H24 事業費（決算）	H 2 4 人 件 費	H 2 4 合 計	第 2 回改訂版頁数
防災啓発施設整備事業	9,249 千円	669 千円	9,918 千円	207
防災訓練支援事業	673 千円	7,586 千円	8,259 千円	208
防 災 啓 発 事 業	557 千円	1,891 千円	2,448 千円	209
自主防災組織支援事業	3,534 千円	7,184 千円	10,718 千円	210
危険ブロック塀等転換助成事業	138 千円	704 千円	842 千円	211
既存建築物耐震改修等支援事業	14,011 千円	7,888 千円	21,899 千円	212
災害救援体制整備事業	46,015 千円	3,659 千円	49,674 千円	213
防災資器材等管理事業	11,910 千円	5,873 千円	17,783 千円	214
災害情報伝達事業	8,513 千円	4,766 千円	13,279 千円	215
防災対策計画事業	9,463 千円	5,624 千円	15,087 千円	216
臨時災害 FM 放送事業	9,830 千円	0 千円	9,830 千円	217
防災施設整備事業	54,728 千円	3,321 千円	58,049 千円	218
災害共済事業運営事業	187,573 千円	61,879 千円	1,602 千円	219
河川維持管理事業	2,823 千円	2,315 千円	5,138 千円	220
河 川 改 修 事 業	3,100 千円	160 千円	3,260 千円	221
勝田川（上志津原地区）改修事業	1,075 千円	33 千円	1,108 千円	222
南 部 川 改 修 事 業	0 千円	133 千円	133 千円	223
上小竹川改修事業	0 千円	0 千円	0 千円	224
調整池維持管理事業	8,026 千円	3,993 千円	12,019 千円	225
調 整 池 改 修 事 業	1,869 千円	234 千円	2,103 千円	226
調 整 池 整 備 事 業	522 千円	2,898 千円	3,420 千円	227
急傾斜地崩壊対策事業	0 千円	1,779 千円	1,779 千円	228
宅地耐震化推進事業	0 千円	266 千円	266 千円	229
災害対策本部移設事業	0 千円	838 千円	838 千円	230
合計	186,036 千円	61,814 千円	249,452 千円	

平成 25 年度施策評価（平成 24 年度実施基本施策）

基本 施策	第 2 章	快適で、安全・安心なまちづくり ～自然環境の保全、安全に配慮した生活環境の確立	
	(6)	安全に暮らせるまちにします	(総合計画 P88)

1 総合計画における位置づけ

主管課	市民部 防災防犯課
担当課	市民部 防災防犯課、土木部・道路維持課

2 現状と課題

○治安に関する状況の変化と自主的な防犯活動 近年、自転車盗難、空き巣、車の部品ねらいなど、市民の暮らしを脅かす犯罪が発生しています。こうした犯罪の発生を抑制するために、一人ひとりの防犯意識の高揚とともに、地域での自主的な防犯活動の支援や関係機関との連携を図っていく必要があります。
○交通事故件数と内容の変化 佐倉市の交通事故発生件数は減少傾向にありますが、高齢者の占める割合が増加傾向にあることから、社会状況の変化を踏まえた対策を、関係機関とともに進めていく必要があります。

3 基本方針

犯罪の発生に歯止めをかけるため、警察など関係機関と連携を図りながら、市民への防犯意識の啓発を行うとともに、市民による自主防犯活動を支援していきます。 また、『佐倉市交通安全計画』に基づき、警察など関係機関と連携した交通安全対策、啓発活動を推進します
--

4 施策

○犯罪の防止を図ります 警察などの関係機関と連携を図りながら、市民の防犯意識の啓発、地域における防犯活動を推進します。
○交通安全対策を推進します 交通安全教室や街頭啓発などの交通安全意識の啓発や、警察などの関係機関への要望などを通じ、交通事故の減少を図ります。

平成 2 5 年度施策評価（平成 2 4 年度実施基本施策）

5 成果指標

成果指標	単位	H24 実績 (目標)	結果	実績値の年次推移
自主防犯活動団体数	団体	159 団体 (151 団体)	↑	152 団体 (H23) 148 団体 (H22)
市内刑法犯認知件数 (年)	件	1,631 件 (前年より減少)	↑	1,758 件 (H23) 2,133 件 (H22)
佐倉警察署管内の交通事故発生状況	件	582 件 (前年度より 減少)	↑	623 件 (H23) 667 件 (H22)
交通安全移動教室参加人数	回 人	33 回 2,712 人	↓	33 回 2,755 人 (H23)

平成 25 年度施策評価（平成 24 年度実施基本施策）

6 施策の総合評価

（防犯）

- ・自主防犯活動団体に防犯資器材（腕章・タスキ・拍子木・誘導等）の貸出を行いました。
- ・地域の防犯活動のリーダーとなる防犯指導員を対象に防犯研修会を実施しました。
- ・駅頭 2 か所で防犯キャンペーンを実施しました。
- ・佐倉警察署管内防犯組合連合会への負担金を交付するとともに、連携を図りました。
- ・市内 4 か所に街頭防犯カメラを設置しました。
- ・佐倉市暴力団排除対策協議会の設立など、暴力団排除の取組みを推進しました。
- ・犯罪発生の恐れがある空き家について、所有者等への適正管理を依頼しました。

（交通安全）

- ・交通安全対策協議会を開催しました。
- ・交通安全対策に関する警察等への要望を行いました。
- ・交通事故相談を行いました
- ・通学路横断旗、横断缶、ストップマーク等を作成しました。
- ・信号機及び規制表示設置に伴う道路交通量調査を委託し実施しました。
- ・交通安全移動教室を開催しました。
- ・パンフレット、啓発用消耗品等を配布し、街頭啓発活動を実施しました。
- ・交通安全啓発看板を設置しました。

（総括）

本基本施策につながる成果指標をみると、4 つのうち 3 つの成果指標（75%）が達成できました。

交通安全対策基本法により、地方公共団体の責務として「交通の安全に関する知識の普及、及び交通安全思想の高揚を図るため、交通の安全に関する教育の振興、交通の安全に関する広報活動の充実等必要な措置を講ずる」旨が規定されており、これまで長年、市・警察・交通安全協会・地域等との連携の下、幅広い世代を対象に交通安全教育を推進してきた結果、長期的な交通事故発生件数の減少という一定の成果をあげていると判断します。

また、市内刑法犯認知件数も減少していることから、本基本施策は、順調に進捗していると判断します。

順調に進捗している	●	概ね順調に進捗している		半分程度は進捗	
一部進捗している		その他			

平成 2 5 年度施策評価（平成 2 4 年度実施基本施策）

7 今後の課題

- ・市内には 251 の自治会・町内会等があり、地域防犯活動に対する理解や取組みも様々です。その点を勘案し、研修会の内容等や支援方法を検討する必要があります。
- ・交通事故死傷者数は、長期的に減少傾向にあるものの、超高齢社会の進展に伴い、高齢者の死傷者数は増加傾向を示しており、また、自転車関連事故も増加の傾向にあります。

8 今後の取組方向

- ・犯罪抑止を図るため、引き続き事業を実施します。なお、より効果的な地域への支援方法・啓発事業を検討します。
- ・高齢者対象や自転車対象の交通安全教室を市・警察・交通安全協会・地域等との連携の下開催し、交通事故の防止に努めます。

9 事務事業の状況

事業名	H24 事業費 (決算)	H 2 4 人 件 費	H 2 4 合 計	第 2 回改訂版頁数
地域防犯活動推進事業	6,899 千円	14,235 千円	21,134 千円	231
交通安全対策事業	1,223 千円	4,899 千円	6,122 千円	233
交通安全啓発事業	2,069 千円	6,687 千円	8,756 千円	234
合計	9,090 千円	25,821 千円	36,012 千円	

平成 25 年度施策評価（平成 24 年度実施基本施策）

基本 施策	第 4 章	「明日へつながるまちづくり」～産業経済の活性化、文化・芸術・観光の充実～	
	(3)	商店街が元気なまちにします	(総合計画 P118)

1 総合計画における位置づけ

主管課	産業振興部 産業振興課
担当課	産業振興課

2 現状と課題

○個店の経営状況の悪化 本市の商業は、鉄道駅周辺を中心に発展してきましたが、近年のモータリゼーション（車社会化）の進展や消費者ニーズの多様化により、消費が近隣に立地する大型店舗や大都市へ流出し、市内個店が厳しい経営状況に置かれています。また、商店経営者の高齢化による休廃業などが増加しています。
○商店街機能の衰退 個々の商店の集客力が低下することにより、地域住民の消費生活拠点であり、かつ地域コミュニティの核としての機能を担ってきた商店街が衰退し、一部市民の消費生活に支障が生じているだけでなく、今後、高齢者の利便性など、市民生活に大きな支障をきたす恐れがあります。

3 基本方針

『佐倉市産業振興ビジョン』に基づき、事業者や商店会と連携して社会情勢の変化に対応した商業・サービス振興施策を推進します。 また、人が集まる魅力的な商店街活動を支援し、市内小売店の安定的かつ持続的な経営を支援します。

4 施策

○魅力ある商業地を形成します 市民の消費生活、日常生活の利便性及び安全性を確保するため、人が集まる魅力的な商店街活動（来街者増加策、安全・安心な商店街環境の維持など）を支援します。
--

平成 2 5 年度施策評価（平成 2 4 年度実施基本施策）

5 成果指標

成果指標	単位	H24 実績 (目標)	結果	実績値の年次推移
市 内 商 店 会 数	商店 会	17 商店会 (17 商店会)	↑	17 商店会 (H23)、17 商店会 (H22)
街路灯を管理する商店会数	商店 会	15 商店会 (15 商店会)	↑	15 商店会 (H23)、15 商店会 (H22)
産業振興ビジョン進捗率	%	44.7% (50%以上)	—	70.9% (H23) ※着手率
ユーカーフェスタ入場者数	人	25,000 人 (46,000 人)	↓	52,000 人 (H23) 30,000 人 (H22)
白井ふるさとにぎわい祭入場者数	人	20,000 人 (22,000 人)	↓	24,000 人 (H23) 24,000 人 (H22)

平成 2 5 年度施策評価（平成 2 4 年度実施基本施策）

6 施策の総合評価

市内で活動している商店会数は現状を維持しています。また、商店会等が行う数々の活性化事業が街中にぎわい推進事業等を活用して実施されるなど、元気な商店街づくりに取り組む商店会を支援することができました。

本基本施策に基づく事業はほぼ順調に進捗しているものと判断します。

順調に進捗している		概ね順調に進捗している	●	半分程度は進捗	
一部進捗している		その他			

7 今後の課題

商店会が管理する街路灯は、商店の営業のためだけでなく、地域住民の防犯・安全にも寄与するものであることから、今後も継続的に管理されていくことが求められていますが、商店会の組織率の低下等により、商店会員の負担が大きくなっています。

8 今後の取組方向

今後も、元気な商店街づくりに取り組む商店会の支援を行います。

9 事務事業の状況

事業名	H24 事業費（決算）	H 2 4 人 件 費	H 2 4 合 計	第2回改訂版頁数
地域通貨調査研究事業	0 千円	0 千円	0 千円	368
街路灯等維持管理支援事業	2,990 千円	536 千円	3,526 千円	369
市営駐車場維持管理事業	1,111 千円	1,477 千円	2,588 千円	370
産業振興ビジョン推進事業	65 千円	1,678 千円	1,743 千円	371
街中にぎわい推進事業	15,198 千円	2,182 千円	17,380 千円	372
合計	19,364 千円	5,873 千円	25,237 千円	

平成 25 年度施策評価（平成 24 年度実施基本施策）

基本 施策	第 4 章	「明日へつながるまちづくり」～産業経済の活性化、文化・芸術・観光の充実～
	(4)	さまざまな企業の活動が盛んなまちにします（総合計画 P119）

1 総合計画における位置づけ

主管課	産業振興部 産業振興課
担当課	産業振興課

2 現状と課題

○企業の連携による経済の総合的な発展 総合的な経済活性化を図るためには、地域経済を支える中小企業の発展が不可欠です。市内の中小企業が連携し、経営環境の変化への対応や情報の共有などのネットワークをつくる必要があります。
○中小企業の経営支援 中小企業は、地域資源や技術の活用、雇用の場の提供など、地域経済において欠かせない役割を果たしていますが、厳しい経済情勢の中で資金確保が困難な状況となっています。また、後継者の育成や新規事業の開拓などが課題となっています。

3 基本方針

商工業活性化を推進する商工業団体などの事業を支援します。 また、市内中小企業の経営安定を支援し、市内中小企業の育成、振興を図ります。
--

4 施策

○企業の連携による地域経済の振興を図ります 経営環境の変化への対応や情報の共有などのネットワークづくりなど、市内の企業が連携して行う取り組みを支援し、地域経済の活性化を図ります。
○中小企業の経営安定を図ります 地域経済の重要な担い手である中小企業の企業経営安定化・強化を支援し、地域経済の活性化を図ります。

平成 2 5 年度施策評価（平成 2 4 年度実施基本施策）

5 成果指標

成果指標	単位	H24 実績 (目標)	結果	実績値の年次推移
佐倉工業団地連絡協議会会員数	社	61 社 (63 社)	↓	62 社 (H23)、63 社 (H22)
佐倉第三工業団地連絡協議会会員数	社	43 社 (41 社)	↑	39 社 (H23)、41 社 (H22)
佐倉市商工会議所加盟事務所数	件	1729 件 (維持)	↓	1776 件 (H22)
保存された伝統工芸・技術の数	件	2 件 (2 件)	↑	2 件 (H23) 2 件 (H22)
佐倉市中小企業資金融資制度 利用企業件数・金額	件・ 金額	194 件 9,554 千円	↓	198 件 10,869 千円 (H23)
産業まつり出店数	店	—		平成 24 年度は準備のみで開催なし
産業まつり来場者数	人	—		平成 24 年度は準備のみで開催なし

平成 2 5 年度施策評価（平成 2 4 年度実施基本施策）

6 施策の総合評価

・各団体へ適切に補助金を交付し、団体の活動（工業団地内の環境維持、改善や地域共生の観点からの諸活動（地域の清掃、見学研修））を支援しました。特に平成 23 年度から再開した第三工業団地連絡協議会の活動を支援しました。

・伝統的工芸品制作者 2 名に補助金を交付し、見学者の受け入れや出展等の事業を支援することにより、伝統的工芸品の普及を図りました。

・平成 23 年度（平成 24 年 3 月 17 日、18 日開催）に再開した産業まつり「佐倉モノづくり Festa」は、24 年度は開催時期・場所を見直す中で、開催を見合わせ、25 年度（5 月 18 日・19 日開催予定）の開催準備を行いました。

・本基本施策につながる 8 事業のうち、目標を達成できたのは 1 事業ですが、総体的にみると本基本施策は概ね順調に進捗しているものと判断します

本基本施策に基づく事業はほぼ順調に進捗しているものと判断します。

順調に進捗している		概ね順調に進捗している	●	半分程度は進捗	
一部進捗している		その他			

7 今後の課題

・商工会議所は、会員数が減少し組織率が低下しています。

・伝統的工芸品制作者の後継者不足により、近い将来にその技術・技法の消滅が懸念されるものもあります。

8 今後の取組方向

--

9 事務事業の状況

事業名	H24 事業費（決算）	H 2 4 人 件 費	H 2 4 合 計	第 2 回改訂版頁数
商業・工業団地育成事業	33,893 千円	2,853 千円	36,746 千円	373
市内商工業啓発事業	583 千円	2,146 千円	2,729 千円	374
工業団地案内看板環境整備事業	0 千円	0 千円	0 千円	375
伝統産業保存育成事業	300 千円	266 千円	566 千円	376
中小企業代位弁済損失補償事業	4,243 千円	604 千円	4,847 千円	377
中小企業支援事業	14,577 千円	8,122 千円	22,699 千円	378
技術の伝承・技能の向上への支援事業	0 千円	0 千円	0 千円	379
中小企業資金融資基金事業	0 千円	0 千円	0 千円	380
合計	53,596 千円	13,991 千円	67,587 千円	

平成 25 年度施策評価（平成 24 年度実施基本施策）

基本 施策	第 4 章	「明日へつながるまちづくり」～産業経済の活性化、文化・芸術・観光の充実～
	(5)	企業誘致を推進し、既存企業の新たな展開を促進します（総合計画 P120）

1 総合計画における位置づけ

主管課	産業振興部 産業振興課
担当課	産業振興課

2 現状と課題

○企業誘致のための環境整備が不十分

不景気による事業所数の減少は、地域経済の活力低下の一因となっており、地域の産業の衰退と、地域の雇用の減少にもつながっています。

企業誘致は、地域経済の活性化、雇用機会の確保及び拡大、税収の増加などの観点から有効ですが、近年の企業の製造拠点の海外移転や長期化する景気の低迷などにより、極めて厳しい状況下にあります。また、進出を希望する企業にとって、行政側の法規制や事務手続きが大変煩雑なものとなっています。

一方、新規の企業進出だけでなく、既存企業の流出を阻止し、業務拡大を促進する必要があります。

○事業所数の減少、起業の重負担

事業所数の減少は市にとって大きな問題であり、新たな起業が求められていることから、新規起業希望者に対する経済的及び技術的な負担を軽減する必要があります。

3 基本方針

企業誘致促進のため、市外からの立地企業に対する支援や市の誘致体制整備を推進する一方で、市内既存企業の業務拡大に必要な支援を行います。

また、新しい事業の起業家に対して技術的かつ経済的な支援を行います。

4 施策

○企業誘致を推進し、既存企業の新たな展開を促進します

市内への企業進出を積極的に支援するため、企業誘致助成の拡充や、市庁内の誘致体制整備を推進します。また、市内既存企業の事業拡大や施設拡充に対する支援を行います。

○起業を促進します

地域経済の活性化及び雇用の創出を促進するために、新しい事業の起業家に対して技術的、経済的支援を行います。

平成 2 5 年度施策評価（平成 2 4 年度実施基本施策）

5 成果指標

成果指標	単位	H24 実績 (目標)	結果	実績値の年次推移
市 内 進 出 企 業 数	社	11 社 (11 社)	↑	9 社 (H23)、9 社 (H22)
進出企業における市内従業員数	人	363 人 (-)	-	
起業支援事業助成件数	件	4 件 (2 件)	↑	1 件 (H23)
佐倉起業塾参加者数	人	10 人 (10 人)	↑	

平成 2 5 年度施策評価（平成 2 4 年度実施基本施策）

6 施策の総合評価

・市の企業誘致情報を P R する専用ホームページを設立しました。

・企業誘致助成 6 件（企業立地促進助成金 4 社、地元雇用促進奨励金 1 社、賃貸型立地促進助成金 1 社）を行い、市への誘致・定着を推進しました。

・企業誘致助成制度の拡充を行いました。（平成 2 3 年度）

①助成対象を「新設のみ」から「既存企業の増設」まで拡大

②地元雇用助成の助成額・助成期間を拡大

・起業支援事業を創設、支援件数 5 件（2 3 年度 1 件、2 3 年度 4 件）

・起業に関する市民講座「佐倉起業塾」を開催（全 3 回）し、1 0 名の市民の参加を得ました。

・創業資金融資制度について、平成 2 5 年度からの実施に向けて作業を進めました。

以上のことより、本基本施策は概ね順調に進捗しているものと判断します。

順調に進捗している		概ね順調に進捗している	●	半分程度は進捗	
一部進捗している		その他			

7 今後の課題

・市内工業団地の用地はほぼ全て埋まっており、空きがなく、進出希望の問い合わせに対して、進出先の土地を紹介できない状況です。

8 今後の取組方向

・企業誘致については、既存企業の動向や土地の動向情報を調査・収集します。

・起業支援については、事業啓発を行うことで支援実績の増加を目指します。また、新たな起業支援メニューとして、平成 2 5 年度から創業資金融資制度を開始します。

9 事務事業の状況

事業名	H24 事業費（決算）	H 2 4 人 件 費	H 2 4 合 計	第 2 回改訂版頁数
企 業 誘 致 事 業	136,858 千円	6,210 千円	143,068 千円	381
優良事業拡大支援事業	0 千円	0 千円	0 千円	382
起 業 支 援 事 業	600 千円	3,590 千円	4,190 千円	383
合計	137,458 千円	9,800 千円	147,258 千円	

平成 2 5 年度施策評価（平成 2 4 年度実施基本施策）

基本 施策	第 4 章	「明日へつながるまちづくり」～産業経済の活性化、文化・芸術・観光の充実～	
	(6)	雇用が安定したまちにします	(総合計画 P122)

1 総合計画における位置づけ

主管課	産業振興部 産業振興課
担当課	産業振興課

2 現状と課題

○不安定な雇用環境

離職・失業者や学卒未就職者の増加が全国的な課題となっていることから、若年者層を中心とした人材育成や雇用対策を推進し、雇用の安定化を図る必要があります。

3 基本方針

国、県と連携を図りながら、就業の促進と職業能力の向上を推進します。

4 施策

○就業の促進、雇用の安定を図ります

雇用に関する情報提供や講座などを実施し、就業促進や職業能力向上を図り、雇用の安定化に努めます。

平成 2 5 年度施策評価（平成 2 4 年度実施基本施策）

5 成果指標

成果指標	単位	H24 実績 (目標)	結果	実績値の年次推移
中小企業退職金共済の新規加入者分掛金の 補助金交付企業数・加入者数	社・ 人	34 社・107 人 (39 社・117 人)	↓	36 社、125 人 (H23)、 43 社、224 人 (H22)
佐倉共同高等職業訓練校修了人数	人	1 人 (6 人)	↓	6 人 (H23)、6 人 (H22)
地域職業相談室利用者数	人	20,259 人 (21,223 人)	↓	21,630 人 (H23) 21,223 人 (H22)
紹介率（企業紹介件数／相談件数）	%	28% (38%)	↓	28% (H23) 38% (H22)
新規求職者の就職率（就職件数／新規求職者数）	%	85% (47%)	↑	41% (H23) 47% (H22)
地域職業相談室利用者の就職件数	件	896 人 (794 人)	↑	754 件 (H23) 794 件 (H22)
就業促進セミナー参加者数	人	57 人 (51 人)	↑	45 人 (H23) 51 人 (H22)

平成 2 5 年度施策評価（平成 2 4 年度実施基本施策）

6 施策の総合評価

・ 中小企業退職金共済掛金補助事業 34 社 107 名に対し、退職金掛金の一部を補助しました。 ・ 地域職業相談室運営事業 佐倉市地域職業相談室（ミレニアムセンター佐倉内）にて、20,071 件の相談対応を行い、5,675 件の職業紹介を行い、896 件が就職に結びつきました。 ・ 特定求職者雇用促進事業 障害者雇用支援のため、雇用促進奨励金の交付を 2 件行いました。 ・ 職業能力向上支援事業 佐倉共同高等職業訓練校の運営を支援し、1 人の技術者を育成しました。 ・ 就職希望者を対象とするセミナーを 3 回開催しました。					
順調に進捗している		概ね順調に進捗している	●	半分程度は進捗	
一部進捗している		その他			

7 今後の課題

・ 特定求職者雇用促進事業の障害者雇用促進奨励金及び介護未経験者研修支援助成金は、補助金の申請が制度創設以来少なく、抜本的な見直しが必要と思われます。

8 今後の取組方向

・ 障害者雇用促進奨励金及び介護未経験者研修支援助成金について、見直しを行います。

9 事務事業の状況

事業名	H24 事業費（決算）	H 2 4 人 件 費	H 2 4 合 計	第 2 回改訂版頁数
中小企業退職金共済掛金補助事業	912 千円	604 千円	1,516 千円	384
地域職業相談室運営事業	351 千円	971 千円	1,322 千円	385
特定求職者雇用促進事業	335 千円	435 千円	770 千円	386
職業能力向上支援事業	686 千円	166 千円	852 千円	387
就業促進支援事業	93 千円	0 千円	93 千円	388
合計	2,377 千円	2,176 千円	4,553 千円	

平成 25 年度施策評価（平成 24 年度実施基本施策）

基本 施策	第 4 章	「明日へつながるまちづくり」～産業経済の活性化、文化・芸術・観光の充実～
	(7)	住んでよし、訪れてよしのまちにします（総合計画 P123）

1 総合計画における位置づけ

主管課	産業振興部 産業振興課
担当課	産業振興課

2 現状と課題

○城下町としてのイメージ強化 本市は、城下町としての歴史があり、近隣市町と比較して歴史的資産が豊富に残っています。しかしながら、それらの資産も十分に資本投入、活用がなされていません。 城下町としての確固たるイメージづくりは、市外へのアピールとなるだけでなく、市民の精神的支柱にもなりえるため、早急に取り組む必要があります。
○ふるさと広場周辺の交通渋滞 本市の代表的な観光拠点の 1 つである佐倉ふるさと広場の周辺は、イベント開催時に、交通渋滞が発生していることから、交通網や駐車場などのインフラ整備が必要です。
○町並みの不統一感 佐倉地区（新町通り、武家屋敷通りなど）には歴史的資産が残っていますが、新しい建物なども多く混在し、町並みとしての連続性に欠けています。これらの歴史的資産を観光の核として活用するためには、佐倉地区の町並みを改善する必要があります。
○観光施設やイベントの積極的な PR テレビ・雑誌・インターネットなどを通じて利用者のニーズにあった効果的な情報発信を行い、観光施設やイベント等を積極的に PR する必要があります。
○観光施設間の回遊性の向上 本市には、国立歴史民俗博物館や川村記念美術館などの集客力のある文化施設がありますが、単体で訪れる人が多く、滞在時間が短くなっています。観光客が効率よく施設間を周遊できるように環境を整備し、滞在時間を増加させる必要があります。

3 基本方針

本市を訪れる「交流人口」拡大を図るために、市内の魅力ある観光施設を適切に管理運営するとともに、人々を惹きつけるイベントなどを定期的・継続的に開催します。 また、佐倉の知名度を高めるため、多様なメディアを活用したシティセールスを行います。
--

平成 2 5 年度施策評価（平成 2 4 年度実施基本施策）

4 施策

○観光拠点などを充実させます 観光施設整備を進め、魅力ある施設を創造します。また、観光施設間の回遊性を高め、滞留時間の増加を図ります。さらに、新たな観光資源を掘り起こし、観光客の増加を図ります。
○観光行事を充実させます 観光の魅力の向上のために、人々を惹きつけるイベントなどを定期的・継続的に開催していきます。また、新たなイベントについても、検討を行います。
○人材や団体の育成を支援します 観光を地域の活性化や産業に結びつけ、にぎわいあるまちづくりを行うため、観光協会や観光関連団体の育成支援を行い、連携して観光事業を推進します。また、観光の担い手に対して、研修や講座などを実施し、おもてなしの心を学ぶ機会を提供します。
○市の PR 及び観光情報の収集・提供を行います 佐倉の知名度を高めるため、多様なメディアを活用しシティセールスを行います。また、来訪者のさまざまなニーズに対応できるよう、インターネットを活用した情報発信や観光パンフレットの作成を行います。

平成 2 5 年度施策評価（平成 2 4 年度実施基本施策）

5 成果指標

成果指標	単位	H24 実績 (目標)	結果	実績値の年次推移
年間観光客入込数	人	1,358,432 人 (1,196,352 人)	↑	1,196,352 人 (H23) 1,423,384 人 (H22)
主要観光施設の来館者数	人	830,432 人 (808,352 人)	↑	808,352 人 (H23) 954,384 人 (H22) ※年
観光イベントの来場者数	人	528,000 人 (50,000 人)	↑	388,000 人 (H23) 469,000 人 (H22)
佐倉の観光に対する市民満足度	%	—%	—	
観光協会（京成佐倉駅前）における案内件数	件	12,136 件 (10,708 件)	↑	10,708 件 (H23) 12,506 件 (H22)
JR 佐倉駅前観光情報センター利用者数	人	15,736 人 (13,065 人)	↑	13,065 人 (H23) 15,008 人 (H22)
市観光ホームページアクセス件数	件	75,426 件 (50,000 件)	↑	※ホームページリニューアルのため、 H24 からカウント
年間撮影件数	件	30 件 (15 件)	↑	13 件 (H23)、11 件 (H22)

平成 25 年度施策評価（平成 24 年度実施基本施策）

6 施策の総合評価

・観光施設の維持管理を行いました。 ①佐倉新町おはやし館管理運営業務：指定管理者に委託（平成 22～25 年度） （佐倉囃子（佐倉市指定無形文化財）の伝統啓発、山車人形の展示、観光情報の提供や郷土の文化、伝統行事、物産等の紹介） ②飯野台観光施設（佐倉サンセットヒルズ）管理運営業務：指定管理者に委託（平成 20～23 年度） （オートキャンプ場、バーベキュー、テニスコート、野鳥の森） ③佐倉ふるさと広場管理棟管理業務：佐倉市観光協会に委託（単年度） （ふるさと広場、サイクリングロード利用者の休憩施設） 本基本施策につながる 9 事業のうち、7 事業が目標を達成したあるいは概ね目標を達成していることから本基本施策は概ね順調に進捗しているものと判断します。					
順調に進捗している		概ね順調に進捗している	●	半分程度は進捗	
一部進捗している		その他			

7 今後の課題

・城下町地区は、市施設だけではなく、民間所有の資産を活用した事業などを実施する必要があります。 ・印旛沼周辺は、親水性のある事業の実施と緑、花を活用した事業を実施する必要があります。 ・佐倉城址のさくら（旧称：市民さくらまつり）、時代まつりは、市が主体的に取り組むものへと変更しています。 ・やめたくてもやめられないイベントばかりです。少しでもよりよいイベントとなるように、工夫しながら、コスト削減を努力しながら取り組んでいきます。
--

8 今後の取組方向

・参加体験型の事業と毎回切り口をかえ、新鮮な事業を行うことによって、参加者の満足度を高め、1,000 人が 1 回ではなく、1 人が 1,000 回訪れるようなまちにしていきます。 ・イベントの目的やコンセプトを明確にし、イベントにかかわる人が共有しながら取り組んでいきます。
--

平成 2 5 年度施策評価（平成 2 4 年度実施基本施策）

9 事務事業の状況

事業名	H24 事業費（決算）	H 2 4 人 件 費	H 2 4 合 計	第 2 回改訂版頁数
観光施設維持管理事業	13,385 千円	3,807 千円	17,192 千円	389
観光資源創出事業	200 千円	388 千円	588 千円	390
緊急雇用創出事業（野鳥の森等整備事業）	0 千円	0 千円	0 千円	391
観光施設整備事業	0 千円	382 千円	382 千円	392
観光イベント事業	61,785 千円	15,140 千円	76,925 千円	393
観光協会等支援事業	9,136 千円	1,107 千円	10,243 千円	394
観 光 広 報 事 業	2,839 千円	1,717 千円	4,556 千円	395
観光情報発信事業	809 千円	0 千円	809 千円	396
シティセールス事業	0 千円	858 千円	858 千円	397
合計	88,154 千円	23,399 千円	111,553 千円	

平成 2 5 年度施策評価（平成 2 4 年度実施基本施策）

基本 施策	第 6 章	ともに生き、支え合うまちづくり ～市民とともに地域の絆をそだてる行政運営
	(1)	地域のまちづくり活動が盛んなまちにします（総合計画 P148）

1 総合計画における位置づけ

主管課	市民部 自治人権推進課
担当課	市民部 自治人権推進課

2 現状と課題

○コミュニティ形成の促進

市民協働を推進するためには、地域の課題を地域で解決する市民の自治活動が重要であり、地域活動の推進母体となるコミュニティの形成を促進していく必要があります。また、市民の自治活動の充実や促進のためには、行政による地域活動への支援が必要となります。特に、市民が自治活動を行っていくためには、その活動拠点の確保が課題となっています。

○市民協働について

市民協働を推進し、地域のまちづくり活動が活発になるためには、まちづくりに対する市民の意識を高めていく必要があるとともに、市民協働に対する市民の理解を得る必要があります。

3 基本方針

市民、企業、ボランティア、NPO、そして行政など様々な活動主体が、お互いの立場と役割を理解した上で、連携・協働ができる環境を整備します。

また、地域社会における町内会・自治会をはじめとした各種団体の活動や各種団体が協働して行う活動に対し、自主活動の妨げにならない範囲で可能な支援を行います。

平成 2 5 年度施策評価（平成 2 4 年度実施基本施策）

4 施策

○まちづくりに対する市民の関心を高めます まちづくりのためには、市民が主体となった自主的・自発的な活動が様々な形で展開されることが重要であることから、市民の自治意識の啓発に努めます。
○地域のまちづくり活動の環境を整備します 自治会・町内会・ボランティア団体・NPO、企業、行政が相互に連携・協働し、地域における活動を活発化し、地域課題に柔軟に対応するために、市民などの活動分野を横断した総合的な支援を行うための環境を整備します。
○市民活動の情報交流を推進する環境整備を行います 市民、企業、ボランティア、NPO、行政など様々な活動主体が、お互いの立場と役割を理解した上で、分担・協力しあう関係づくりのために、市民活動に係る情報が相互に交換・共有できる環境を整備します。
○地域コミュニティ活動への支援を行います 地域社会における町内会・自治会をはじめとした各種団体の活動や各種団体が協働して行う活動に対し、自主活動の妨げにならない範囲で可能な支援を行います。
○コミュニティの活動拠点を確保します 各種団体が活用する既存公共施設の維持・管理・整備を行うとともに、地域住民自らが管理し、地域コミュニティ活動の拠点となる自治会・町内会などの集会施設の整備支援を行うなど、コミュニティ活動拠点の確保に努めます。

平成 2 5 年度施策評価（平成 2 4 年度実施基本施策）

5 成果指標

成果指標	単位	H24 実績 (目標)	結果	実績値の年次推移
地 縁 団 体 数	団体	251 団体 (247 団体)	↑	249 団体 (H23) 245 団体 (H22)
業務委託契約団体数	団体	251 団体 (250 団体)	↑	249 団体 (H23) 246 団体 (H22)
自治振興事業実施率	件	95.6% (地縁組織団 体の 95%)	↑	97.2% (H23) 95.9% (H22)
地区集会所支援実施率	%	100% (100%)	↑	33 回 2,755 人 (H23)
まちづくり活動が盛んだと感じる市民の割合	%	35.9%	—	
市民協働事業実施事業数	事業	6 事業 (5 事業)	↓	4 事業 (H23) 4 事業 (H22)
地域まちづくり協議会認証協議会数	団体	5 団体 (6 団体)	↑	5 団体 (H23) 4 団体 (H22)
地域まちづくり協議会認知度	%	51.2% (51.2%)	↑	50.2% (H22)
地域まちづくり事業実施事業数	事業	35 事業 (36 事業)	↓	32 事業 (H23) 24 事業 (H22)
地域まちづくり協議会認知度	%	51.2% (51.2%)	↑	50.2% (H22)
市民公益活動団体登録数	団体	178 団体 (166 団体)	↑	166 団体 (H23) 158 団体 (H22)
市民協働推進講演会の参加者人数	人	216 人 (175 人)	↑	185 人 (H23) 175 人 (H22)

平成 25 年度施策評価（平成 24 年度実施基本施策）

6 施策の総合評価

まちづくりに対する市民の関心については、公益活動団体登録数などから順調に進捗していると判断します。 地域のまちづくり活動の状況については、地域まちづくり協議会の実施事業数や認知度などから概ね順調に進捗していると判断します。 地域コミュニティ活動への支援については、地縁団体が主体的に行う地域活動に対して支援を行うなど順調に進捗していると判断します。 コミュニティ活動拠点の確保については、自治会等からの要望に基づき地区集会所整備に関する補助を行うなど順調に進捗していると判断します。 本基本施策につながる 11 の成果指標のうち 9 の成果指標が目標達成できていることから概ね順調に進捗しているものと判断します。					
順調に進捗している		概ね順調に進捗している	●	半分程度は進捗	
一部進捗している		その他			

7 今後の課題

- ・集会所の老朽化に伴い、建替・修繕等の要望が増加しています。
- ・自治会・NPO・まちづくり協議会等が行う公益活動の活発化が必要です。
- ・市民の自治意識の醸成が必要です。

8 今後の取組方向

- ・新規開発等がある場合は、既存自治会への加入や新規自治会の設立支援を引き続き行ってまいります。
- ・地域の公益活動の充実を図るため、住民自治活動の拠点施設である集会所などの経費補助事業を引き続き行ってまいります。
- ・自治会・NPO等が行うまちづくり活動に対して引き続き支援を行ってまいります。
- ・地域のまちづくり活動をより盛んにするためにも、多くの市民の皆様にまちづくりに対する関心をもっていただけるよう、効果的な広報等を行ってまいります。

平成 2 5 年度施策評価（平成 2 4 年度実施基本施策）

9 事務事業の状況

事業名	H24 事業費（決算）	H 2 4 人 件 費	H 2 4 合 計	第 2 回改訂版頁数
市民協働推進事業	375 千円	3,357 千円	3,732 千円	525
市 民 協 働 事 業	1,638 千円	4,274 千円	5,912 千円	526
地域まちづくり協議会事業	3,902 千円	1,817 千円	5,719 千円	528
市民憲章推進事業	1,509 千円	3,262 千円	4,771 千円	529
自治会等活動推進事業	30,555 千円	12,648 千円	43,203 千円	530
コミュニティ環境整備事業	13,550 千円	4,532 千円	18,082 千円	531
合計	51,529 千円	29,890 千円	81,419 千円	

平成 25 年度施策評価（平成 24 年度実施基本施策）

基本 施策	第 6 章	ともに生き、支え合うまちづくり ～市民とともに地域の絆をそだてる行政運営
	(2)	ボランティアや NPO などの活動が盛んなまちにします (総合計画 P150)

1 総合計画における位置づけ

主管課	市民部 自治人権推進課
担当課	市民部 自治人権推進課

2 現状と課題

○市民の理解と参加促進

多様化、複雑化する市民ニーズに対して行政がその全てに対応することは困難になっており、NPO やボランティアなどによる市民公益活動を促進し、新しい公共領域を形成していくことが課題となっていることから、市民公益活動に対する市民の関心を高め、参加促進する必要があります。

○自立した活動への支援

NPO、ボランティアなどによる市民公益活動を促進していくために、団体、個人が活動しやすい環境の整備や自立した活動となるための支援策が必要となります。

3 基本方針

福祉、まちづくり、国際交流、環境、教育、文化、芸術、スポーツ、防犯、防災など多様な分野での市民公益活動の需要の高まりが予想されることから、ボランティア精神の高揚を図り、幅広い分野への市民公益活動を促進します。

また、市民公益活動団体は、設立から日の浅い団体や小規模な団体が多く、活動を展開する上で、活動場所の確保、他団体との交流、情報の受発信など様々な課題を抱えていることから、団体の自主的な活動を尊重しつつ、これらに対応する環境整備に努めます。

4 施策

○市民公益活動に対する市民の関心を高めます

多様な分野での市民公益活動の需要の高まりに対して、ボランティア精神の高揚を図り、幅広い分野への市民公益活動を促進します

○市民公益活動を促進する環境を整えます

本市の市民公益活動団体が活動を展開する上で抱える課題点について、団体の自主的な活動を尊重しつつ、これらに対応する環境整備に努めます。

5 成果指標

平成 2 5 年度施策評価（平成 2 4 年度実施基本施策）

成果指標	単位	H24 実績 (目標)	結果	実績値の年次推移
まちづくり活動が盛んだと感じる市民の割合	%	35.9%	—	
市民公益サポートセンターの利用人数	人	8,442 人 (7,515 人)		7,861 人 (H23) 7,367 人 (H22)
市民公益活動団体登録数	団体	178 団体 (166 団体)		158 団体 (H22)

6 施策の総合評価

市民公益活動に対する市民の関心に関する指標は、今回の調査が初期値となるため、今後、目標値を設定し、次回の調査時にあらためて判断します。

市民公益活動を促進する環境整備については、市民公益活動サポートセンター利用者数及び市民公益活動団体数から、順調に進捗していると判断します。

本基本施策につながる 3 つの成果指標のうち、2 つが達成できていることから、概ね順調に進捗しているものと判断します。

順調に進捗している		概ね順調に進捗している	●	半分程度は進捗	
一部進捗している		その他			

7 今後の課題

- ・市民公益活動が市民にとってより身近なものとして感じることができるよう啓発が必要です。
- ・市民公益活動団体の活動をより充実するとともに、継続して活動できるような支援が必要です。

8 今後の取組方向

- ・より多くの市民の皆様に、市民公益活動に対する関心をもつことができるよう、他団体等と連携しながらより効果的な周知啓発を図ってまいります。
- ・市民公益活動を促進する施設・機能である市民公益活動サポートセンターと緊密な連携を図りながら効果的な団体支援を行ってまいります。

平成 2 5 年度施策評価（平成 2 4 年度実施基本施策）

9 事務事業の状況

事業名	H24 事業費（決算）	H 2 4 人 件 費	H 2 4 合 計	第 2 回改訂版頁数
ボランティア活動等振興事業	514 千円	6,195 千円	6,709 千円	533
市民公益活動サポートセンター 管理運営事業	14,568 千円	1,992 千円	16,560 千円	534
合計	15,082 千円	8,187 千円	23,269 千円	

平成 25 年度施策評価（平成 24 年度実施基本施策）

基本 施策	第 6 章	ともに生き、支え合うまちづくり ～市民とともに地域の絆をそだてる行政運営
	(3)	お互いの人権を尊重しあうまちにします （総合計画 P152）

1 総合計画における位置づけ

主管課	市民部 自治人権推進課
担当課	市民部 自治人権推進課、教育委員会事務局・指導課、教育委員会事務局・社会教育課

2 現状と課題

○推進体制づくり 人権尊重の視点に立って施策を企画立案及び実施していくために、推進体制づくりを充実させる必要があります。また、あらゆる人権問題に対応するため、人権推進活動団体との連携を深めていく必要があります。
○市民の人権意識の高揚 偏見や差別を解消していくために、円滑かつ継続的に広く市民に向けて人権啓発を行う必要があります。そのため、より効果的な人権啓発の方法について研究していく必要があります。
○基本的人権の正しい知識 市民がお互いを尊重し合うため、基本的人権に対する正しい知識を身につける必要があります。

3 基本方針

市民一人ひとりの認識が必要であることから、市民の人権意識やニーズを把握した上で、あらゆる行政の取り組みが人権尊重の視点を踏まえて実施されるよう努めるとともに、人権推進活動団体の活動を支援します。また、多くの市民が人権問題について考える機会を提供し、人権意識の定着を図ります。

4 施策

○人権施策に関する推進体制の充実を図ります 市民の人権意識やニーズを把握した上で、あらゆる行政の取り組みが人権尊重の視点を踏まえて実施されるよう努めます。また、人権推進活動団体の活動を支援します。
○人権問題について考える機会を提供します 多くの市民が人権問題について考える機会を提供し、人権意識の定着を図ります
○人権に関する正しい知識について学ぶ機会を提供します 基本的人権に関する正しい知識について学ぶ機会の充実を図ります。

平成 2 5 年度施策評価（平成 2 4 年度実施基本施策）

5 成果指標

成果指標	単位	H24 実績 (目標)	結果	実績値の年次推移
人権は何よりも尊重されなければならない と考える市民の割合	%	— (—)	—	
さくらヒューマントークへの参加者数	人	739 人 (600 人)		703 人 (H23) 606 人 (H22)
人権を対象とした講座受講者数	人	148 人 (171 人)		171 人 (H23)
地域交流施設の利用者数	人	1,647 人 (2,622 人)		2,683 人 (H23) 2,622 人 (H22)

平成25年度施策評価（平成24年度実施基本施策）

6 施策の総合評価

・市民音楽ホールについて「さくらヒューマントーク」を開催し、739人の参加がありました。

・学校や地域における人権教育に係る授業や行事に対する支援を行いました。

本基本施策は、数値で判断することは難しい面もありますが、総体的に本基本施策は概ね順調に進捗しているものと判断します。

順調に進捗している		概ね順調に進捗している	●	半分程度は進捗	
一部進捗している		その他			

7 今後の課題

・市民向けの啓発イベントは、講演会のテーマ、講師の知名度により集客数が大きく左右されてしまいます。

・人権問題は日々変化するとともに複雑、多様化しており、常に現在の人権問題を把握し、周知する必要があります。

・市民がお互いを尊重し合うため、基本的人権に対する正しい知識を身につける必要があります。

8 今後の取組方向

・多くの市民に、時代によって変化する人権問題について考える機会を提供し、人権意識の定着を図るために継続して事業を行います。

・数値で判断することは難しいですが、児童生徒の人権に対する知識や意識がどのような環境においても生涯に渡って根付いていけるような教育を展開できるような支援を行っていきます。

9 事務事業の状況

事業名	H24事業費（決算）	H24人件費	H24合計	第2回改訂版頁数
人権施策推進事業	1,750千円	3,860千円	5,610千円	536
（仮）人権推進資料センター設置事業	0千円	2,315千円	2,315千円	537
人権施策企画事業	0千円	3,055千円	3,055千円	538
人権啓発推進事業	2,544千円	4,698千円	7,242千円	539
中学校人権教育推進事業	0千円	636千円	636千円	540
人権教育推進事業	848千円	3,336千円	4,184千円	541
小学校人権教育推進事業	235千円	1,273千円	1,508千円	542
合計	5,377千円	19,173千円	24,550千円	

平成 25 年度施策評価（平成 24 年度実施基本施策）

基本 施策	第 6 章	ともに生き、支え合うまちづくり ～市民とともに地域の絆をそだてる行政運営
	(4)	男女がともに参画できるまちにします (総合計画 P154)

1 総合計画における位置づけ

主管課	市民部 自治人権推進課
担当課	市民部 自治人権推進課、健康子ども部児童青少年課

2 現状と課題

○男女平等意識の定着 家庭や地域などではしきたりや慣習の中で、いまだに男女平等とは言えない状況があります。市民の男女平等意識の定着を図るため、効果的な啓発事業を実施していく必要があります。
○あらゆる場における男女平等参画の実現 政治や行政、企業や各種団体における方針決定の場への女性の参画はいまだ十分とはいえない状況にあります。これまで以上に社会のあらゆる分野で男女がともに参画できるような環境を整備していく必要があります。
○男女平等参画推進センターの機能の充実 男女平等参画推進の拠点施設として、市民にとって身近な施設となるように、センター機能や企画事業の充実を図る必要があります
○DV 対策の推進 DV の相談対応件数は、年々増加傾向にあります。配偶者からの暴力の防止及び被害者を保護するため、DV 防止に向けた各種施策を展開する必要があります。

3 基本方針

市民一人ひとりが男女平等意識の定着を図るため、さまざまな啓発事業を実施するとともに、市民の意識を把握し、様々な施策にいかすため、市民意識調査を実施します。 また、男女がともに社会の対等な構成員としてあらゆる場に参画し、その個性や能力を発揮できるよう環境整備に努めるとともに、男女平等参画推進センターの機能を充実します。

平成 2 5 年度施策評価（平成 2 4 年度実施基本施策）

4 施策

○男女平等についての意識の啓発を図ります 市民一人ひとりが男女平等意識の定着を図るための啓発事業を実施します。また、市民の意識を把握し、様々な施策にいかすため、市民意識調査を実施します。
○男女が対等な立場で参画できる環境を整備します 男女がともに社会の対等な構成員としてあらゆる場に参画し、その個性や能力を発揮できるよう環境整備をします
○男女平等参画推進センターの機能を充実します 市民にとってより身近な男女平等参画推進拠点施設にするために、男女平等参画推進センター機能の充実を図ります
○DV 対策を推進します DV は、被害者の心身を傷つけ、人間としての尊厳を踏みにじる深刻な人権侵害です。DV の防止に向け、各種施策を展開します。

5 成果指標

成果指標	単位	H24 実績 (目標)	結果	実績値の年次推移
さくらフェスタ参加者数	人	401 人 (450 人)		322 人 (H23) 482 人 (H22)
男女平等参画社会の理念の普及	%	— (39.5%)	—	36.2% (H23)
男女平等参画推進センターの来館者数	人	38,958 人 (35,200 人)		37,494 人 (H23) 43,048 人 (H22)
各種審議会・委員会等の女性委員比率	%	25.9% (35.0%)		24.6% (H23) 24.8% (H22)

平成 2 5 年度施策評価（平成 2 4 年度実施基本施策）

6 施策の総合評価

・男女平等参画に関する啓発事業「さくらフェスタ」を開催しました。 ・施策の進行状況について、審議会の評価と意見を事業担当課にフィードバックし、市民へ公表しました。 ・男女平等参画推進センターでは、市民のニーズにあった事業の実施や居心地いい空間づくりに努め、来館者が 38,000 人を超えました。 ・緊急を要する場合の一時保護支援の扶助をすることで、被害者の安全を確保し、その後の生活を支援する期間につなぐことが可能になります。関係機関との連携により、緊急一時避難の扶助費を使用することなく被害者の安全確保ができました。 本基本施策につながるすべての成果指標において昨年度の実績値以上であること、また各種審議会・委員会等の女性委員比率は着実な上昇が目標達成へ繋がることから、男女平等参画社会の実現は意識的な部分が多く数値化が難しくはありますが、概ね順調に進捗しているものと判断します。				
順調に進捗している		概ね順調に進捗している	●	半分程度は進捗
一部進捗している		その他		

7 今後の課題

・男女平等参画意識の啓発に市民の理解・協力を得ながら啓発事業を実施していますが、協力者・参加者をいかに増やし意識の醸成につなげていくかが課題です。 ・推進センターは、施設設置から 10 年が経過しましたが、今後も市民全体へ認知度を高める必要があります。 ・各種審議会、委員会等の女性委員の登用について、目標比率の達成に向け進める必要があります。 ・関係機関との連携を強化することで、より安全確保することに努めます。
--

8 今後の取組方向

・啓発事業の参加者アンケートの結果から、啓発事業開催による効果を測定し、次回の事業に反映します。 ・推進センターの運営において、指定管理者のノウハウと自発性を活用し、市と指定管理者が対等の立場で互いのアイデアを出し合い、多くの市民が利用したいと思う施設、市民が参加したいと思う事業を開催します。 ・審議会委員等における女性委員の登用については、女性委員比率の向上に向け、関係部署への周知を図り、目標比率を示し、女性委員の登用への配慮を促します。 ・DV被害者の安全確保のため、事業の継続が必要です。
--

平成 2 5 年度施策評価（平成 2 4 年度実施基本施策）

9 事務事業の状況

事業名	H24 事業費（決算）	H 2 4 人 件 費	H 2 4 合 計	第 2 回改訂版頁数
男女平等参画啓発事業	512 千円	5,068 千円	5,580 千円	543
男女平等参画推進事業	333 千円	6,713 千円	7,046 千円	544
男女平等参画推進センター事業	21,222 千円	3,357 千円	24,579 千円	546
D V 対 策 事 業	0 千円	6,376 千円	6,376 千円	548
合計	15,082 千円	8,187 千円	23,269 千円	

平成25年度佐倉市行政評価懇話会スケジュール

日 時（予定）	回数	内 容（予定）
7月31日（水） （午後3時00分～） 議会棟第1委員会室	第1回	・平成24年度行政評価の報告 ・平成25年度の行政評価について （行政評価懇話会意見交換対象基本施策の選択） ・意見交換
8月26日（月） （10時00分～） 議会棟第4委員会室	第2回	・対象基本施策についての企画担当説明 （必要に応じて現場確認） ・意見交換について
9月24日（火） （17時00分～） 社会福祉センター3階	第3回	・部局との意見交換 （防災防犯課所管施策）
10月1日（火） （17時00分～） 1号館6階会議室	第4回	・部局との意見交換 （自治人権推進課所管施策）
10月15日（火） （15時00分～） 社会福祉センター 地下研修室	第5回	・部局との意見交換 （産業振興課所管施策）
10月28日（月） （13：30～16：00） 1号館3階会議室	第6回	・部局との意見交換※ ・意見交換内容の確認 ・行政評価に関する全体的な意見について
11月11日（月）予定 （15時00分～） 1号館3階会議室	第7回	・意見書のとりまとめ
11月下旬	第8回	・意見書のとりまとめ
12月下旬	第9回	・意見書提出

※産業振興課所管施策分 予備